

# 平成12年第11回教育委員会記録

平成12年6月13日(火)

公開期日 8月10日

杉並区教育委員会

## 教育委員会記録

<b>日</b>	<b>時</b>	平成12年6月13日(火)	午前10時00分～午前11時05分
<b>場</b>	<b>所</b>	教育委員会室	
<b>出席委員</b>	委員長	舟 生 清	委員長 大 門 哲
	職務代理者		丸 田 頼 一
	委員	鬼 丸 かおる	
<b>欠席委員</b>	(なし)		
<b>出席説明員</b>	教育長	與 川 幸 男	事務局次長 松 本 義 勝
	庶務課長	佐 藤 博 継	事務局参事 辻 武
	学務課長	和 田 義 広	施設課長 秋 葉 正 行
	指導室長	工 藤 豊 太	事務局副参事 田 中 哲
	社会教育スポーツ課長		中央図書館長
		荒 井 健 一	古 川 正 司
	社会教育センター所長		中央図書館次長
		伊 藤 俊 雄	杉 田 治
<b>事務局職員</b>	庶務課係長	木 下 淳	法規主査 能 任 敏 幸
	担当書記	後 藤 行 雄	
<b>傍聴者数</b>	1 名		

### 会議に付した事件

- 議案第72号 杉並区教科用図書選定審議会委員の委嘱について...可決
- 議案第73号 杉並区教科用図書検討委員会委員の委嘱について...可決
- 議案第74号 杉並区教科用図書選定審議会への諮問について...可決
- 議案第75号 杉並区教科用図書検討委員会への諮問について...可決
- 報告案件
  - 1 移動教室における児童死亡事故に関する教員への判決について
  - 2 区立学校職員の使い込みについて
  - 3 都費負担学校職員に関する住民監査請求に対する監査結果について
  - 4 平成12年度教科用図書採択事務の予定変更について

- 5 教育委員会後援等名義使用承認について
- 6 区立成田図書館の臨時休館について

**委員長** ただいまより平成12年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議案のうち、日程第1、議案第72号および日程第2、議案第73号については、教科用図書選択の公正確保のために、秘密会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声)

**委員長** 異議がありませんので、秘密会といたします。

日程第1、議案第72号「杉並区教科用図書選定審議会委員の委嘱について」を上程いたします。指導室長よりお願いいたします。

**指導室長** 議案を朗読させていただきます。

「議案第72号杉並区教科用図書選定審議会委員の委嘱について、右の議案を提出する。平成12年6月13日。提出者、杉並区教育委員会、教育長與川幸男。

次の者を杉並区教科用図書選定審議会委員に委嘱する。平成12年6月13日付。(中学校校長会会長)杉並区立阿佐ヶ谷中学校長、長谷川貢一。(中学校校長会副会長)杉並区立高南中学校長、下嶋光豊。(中学校校長会副会長)杉並区立松ノ木中学校長、原嶋和男。(杉並区中学校教育研究会長)杉並区立杉森中学校長、梅村勝。(中学校長)杉並区立和泉中学校長、渡辺和子。(中学校長)杉並区立松浜中学校長、桐原克伸。(中学校長)杉並区立高井戸中学校長、嶋幹夫。(中学校長)杉並区立井荻中学校長、渡邊幸雄。(中学校長)杉並区立富士見丘中学校長、小倉博義。(中学校長)杉並区立中瀬中学校長、権藤善成。(中学校長)杉並区立西宮中学校長、瀬沼正幸。(中学校長)杉並区立天沼中学校長、嶋崎政男。(中学校長)杉並区立高円寺中学校長、嶋津謙。(心身障害学級設置校校長会代表)杉並区立宮前中学校長、寺田節子。(教員代表)杉並区立松ノ木中学校教諭、山崎茂。(教員代表)杉並区立井草中学校教諭、中嶋敏人。(PTA代表)杉並区立松ノ木中学校PTA会長、岡村一弘。(PTA代表)杉並区立阿佐ヶ谷中学校PTA会長、知念せい子。」

「提案理由。平成13年度杉並区立中学校で使用する教科用図書の調査研究のため委嘱する必要がある。」ここで、杉並区立中学校教科用図書採択要綱に従いまして、第8条に「確認書を提出する」という項目があります。この部分につきましては、各委員から確認書をすでに受け取っておりますので、併せてご報告したいと思います。

議案第72号については、私からは以上です。

**委員長** ありがとうございました。何か質問等ありますか。

**丸田委員** 念のため、ちょっとお聞きしますが、こういう審議会を作る時に、女性が何%以

上いらしたほうがいいのか、そういう区の内規なり条例に基づく決まりとか、いろいろあるのでしょうか。

**庶務課長** 女性の参画というようなことから、杉並区では30%以上を目安ということで進めています。

**丸田委員** 30%にならないですね。

**庶務課長** よく指摘を受けるのですが、30%になっていない所、女性のほうが70%を超えているような所もあるわけですが、実際には職層とか役職といったところから選考していく場合には、現実的に、例えば役職、職層等で女性が少ないということになってきますと、30%以上参画していただきたいのですが、結果としてそうならないことが実際にはあるということをやっています。

**大門職務代理者** 委員の選定のための要綱をこの前に聞きに来た時に、それぞれ教科の研究会の会長みたいな方がいるのでやむを得ないということなのでしょう。

**指導室長** それもありますし、確認書等の取り交わしの中で、やはり教科書にかかわっていること等で、メンバーを入れ代えなければいけないというようなことがありますて、いまの丸田委員のご質問等で、合わない状況があったということも含みながら、平成13年度は必要かなと思いますが、とりあえず、非常に難しい構成であったということは事実です。

**大門職務代理者** 国語なら国語の研究会の会長を校長さんがしているので、メンバー構成上こうなってくると理解しているのですが、それでいいのですか。

**指導室長** はい、それとも1つの考えです。

**大門職務代理者** そのことが大事だと思うのは、すぐ、そういうふうに言われるのは、ほとんど校長さんで、先生は2人しか入らなくて、現場の意見が入らないと言われるのですが、そうではなくて、それぞれ校長さんであると同時に、教科研究会の会長さんなのです。

**指導室長** おっしゃるとおりです。

**大門職務代理者** そのことを、やはり区民に説明する時に、ちょっと分かるようにしてもらいたいなと思います。

**指導室長** とりあえず、議案書の中には書かれておりませんが、いまのご質問に対して、2頁目の「各中学校長」と私が読み上げた部分で、渡邊校長は国語です。

**大門職務代理者** 教科を挙げると、また秘密とか、教科書のことがあって、また問題になるので、そのところも注意してもらいたいなと思うのです。

**委員長** 念のため、いまの国語のW校長の下には、やはり何人かの先生がいらっしゃるわ

けですね。

**指導室長** 今年度、平成 13 年度の採択は、この間の要綱でもご説明しましたように、現行の教科書を採択するというのを、まず先に考えることがありますので、教科書は変わっていません。調査部会というのがありますので、それは一応、今年度は割愛して、審議会が立ち上がるということになっています。平成 13 年度の採択においては、すべて調査部会に構成の各教科に教諭が入りまして、その代表に各校長がなりまして、その教科の校長がこの審議会に入るというシステムになっています。

**委員長** ほかにはよろしいですか。よろしければ、議案第 72 号は、皆様のご質問等は終えて、決定します。

続いて、日程第 2、議案第 73 号「杉並区教科用図書検討委員会委員の委嘱について」を上程いたします。指導室長、お願いします。

**指導室長** 議案を朗読させていただきます。

「議案第 73 号杉並区教科用図書検討委員会委員の委嘱について、右の議案を提出する。

平成 12 年 6 月 13 日。提出者、杉並区教育委員会、教育長與川幸男。

次の者を、杉並区教科用図書検討委員会委員に委嘱する。平成 12 年 6 月 13 日付。委員長、（区立養護学校長）杉並区立済美養護学校長、中川治朗。副委員長、（心身障害学級設置学校長）杉並区立新泉小学校長、井上節子。（委員、養護学校教員）杉並区立済美養護学校教諭、野村耕司。（委員、養護学校教員）杉並区立斉美養護学校教諭、篠部くみ子。（委員、心身障害学級設置小学校教員）杉並区立馬橋小学校教諭、酒井妙子。（委員、心身障害学級設置小学校教員）杉並区立新泉小学校教諭、片良ふみえ。（委員、心身障害学級設置小学校教員）杉並区立若杉小学校教諭、喜多好一。（委員、心身障害学級設置中学校教員）杉並区立阿佐ヶ谷中学校教諭、久田誠一。（委員、心身障害学級設置中学校教員）杉並区立宮前中学校教諭、廣田道代。」

「提案理由。平成 13 年度杉並区立養護学校及び心身障害学級で使用する教科用図書の調査研究のため委嘱する必要がある。」以上です。

**委員長** 次の頁に、資料として名簿が掲載されております。

**指導室長** 併せて各委員の確認書もいただいています。

**委員長** 質問はありませんか。

**丸田委員** ここは女性の比率が 5 割を超えていますね。

**大門職務代理者** 教頭が 1 名も入っていないのは、何か理由がありますか。

**指導室長** 校長がすべて学校の責任者であるという観点から、教頭は入れておりません。

**委員長** よろしいですか。よろしければ、お認めいただいたこととします。

以上で秘密会を終了いたします。傍聴者の入場をお願いします。

**委員長** 日程第3、議案第74号「杉並区教科用図書選定審議会への諮問について」を上程いたします。指導室長、お願いいたします。

**指導室長** 議案を朗読させていただきます。

「議案第74号杉並区教科用図書選定審議会への諮問について、右の議案を提出する。  
平成12年6月13日。提出者、杉並区教育委員会、教育長與川幸男。

杉並区教科用図書選定審議会へ、次のように諮問する。平成13年度杉並区立中学校で使用する教科用図書の採択のため、必要な調査及び研究を行うこと。提案理由。教科用図書採択のために諮問する必要がある。」以上です。

**委員長** 質問等がありますか。ないようですので、お認めいただいたことといたします。

続いて、日程第4、議案第75号「杉並区教科用図書検討委員会への諮問について」。  
指導室長、お願いします。

**指導室長** 議案を朗読させていただきます。

「議案第75号杉並区教科用図書検討委員会への諮問について、右の議案を提出する。  
平成12年6月13日。提出者、杉並区教育委員会、教育長與川幸男。

杉並区教科用図書検討委員会へ、次のように諮問する。平成13年度杉並区立養護学校及び心身障害学級で使用する教科用図書の採択のため、必要な調査及び研究を行うこと。提案理由。教科用図書採択のために諮問する必要がある。」以上です。

**委員長** ありがとうございます。ご質問、ご意見等がありますか。ないようですので、お認めいただいたことといたします。

引き続き、報告案件に移らせていただきます。1番「移動教室における児童死亡事故に関する教員への判決について」、2番「区立学校職員の使い込みについて」、庶務課長、お願いします。

**庶務課長** 2点ご報告いたします。まず第1点目ですが、平成10年6月4日に南伊豆の海岸で移動教室中に死亡した事件がありましたが、これについて判決が出されたということです。下田簡易裁判所で行われたわけですが、略式起訴があった教員3人ということで、この方々については、罰金50万円の命令が出されたということです。校長先生については不起訴処分の扱いになっています。

2点目の「区立学校職員の使い込みについて」ですが、これについては新聞等五大紙で報道があったわけですが、それらについての現在までの調査結果についてご報告したいと

思っています。今日、席上にA4版の資料ということでお配りしていますので、これを基にしながらご報告いたします。

調査結果ですが、平成12年5月21日に井荻中学校の県費負担事務職員が死亡したということで、この際、遺族宛てに残されたメモがあって、本人が学校における私費会計から1,430数万円を使い込んでいるというメモがあって、それで使い込みが判明したのが発端です。遺族については、5月22日から23日にかけて、なくなられました本人が指示した業者等への銀行口座に、先ほど申し上げました金額を振り込んで、独自に清算を行ったということです。

これらについて、私どもとしても、5月25日、26日、6月1日以降というところで、職員を学校に派遣して調査を開始したわけです。その結果の中で明らかになったのが、「以下のとおり」ということです。

使い込みの時期の問題ですが、平成10年度から私費会計の普通預金口座から引き出して着服していたと。その補填を自転車操業によって行っていた、というものです。使い込みの総額は1,436万3,506円で、残されたメモとは若干の違いがあります。

この対象となった会計は私費会計で、私費会計についてはいろいろあるわけですが、例えばPTA会費、同窓会費、修学旅行費といったものも私費会計の中にあるわけですが、使い込みの対象になったのは給食費、教材費と、私費会計と言っても、いわゆる公金に準じた私費会計とは言えない全くの私費会計の職員親睦会費の3つが使い込みの対象となった内訳です。

先ほど申し上げましたように、メモと調査の結果とで3万8,700円が未払いになっています。こちら辺については、返還していただくよう、遺族の方にも学校を通じて話をしているところです。

今回の調査の中で、問題点がいくつか浮彫りになってきているわけです。先ほど申し上げました私費会計の中には、たくさんPTA会計等もあるわけですが、これらについては使い込みの対象になっていないで、それ以外のものが対象になっているということですが、対象とならなかったものについて検討していきますと、少なくとも、例えばですが、PTA会費の関係ですと、納入された会費をPTAがすぐに管理するということが、よその手の第三者に渡っていくということ、同窓会会計についても、同じように、現金と通帳の管理は別の者が行っているということ、修学旅行費については、すぐに業者に払わなくてはいけないといったものというところで、現金の流れですとか、保管が第三者の目にすぐとまるというものについては対象となっていなかった、と言えるかと思えます。

逆に、そのほかの給食費、教材費等が対象となったわけですが、これらについては、逆の面での問題点ということが出てこようかと思えます。ここにも4点ほど記載していますが、一つは、県費負担職員1人に会計管理についてすべてを任せていたということと併せて、定期的に帳簿、口座残高、手持ち現金といったものをチェックする体制がとられていなかったというのが、1点の問題点であります。

会計年度の独立とか、会計間の流用禁止ということで、それぞれ総合口座にまとめて入ってくるわけですが、当然、管理については、それぞれの会計ごとに管理していくということでやっているわけですが、それらがきちんとされていないというところから、なかなか分かりにくかったというものも出てきています。

関係帳票、証拠書類らについて保管していないものがあるということで、本来、こうした私費会計、特に給食費会計については、帳票についても、こういった帳票を使って、きちんと保存、管理等をしてくださいということでやっていたわけですが、そういったことが守られていないという問題点が出てきています。

校長の問題ですが、学校長そのものは、徴収金を責任をもって保管するという、その処理を厳正に行っていくために、教職員を指揮・監督する立場にあるということですが、こうした職責を果たしていないということで、大きく分けて4つの問題点があるかと考えています。

これらに対する対応策ですが、2つに分けて対応策をとってきています。まず1点目が「学校としての対応」ということです。これについては、事件が公になった以降、緊急に保護者会を開催して、それまでに判明している事実経過、学校としての今後の対応、特に子供たちに与える影響ということも含めて、保護者会を行って、中間報告をしました。これについては、90人ほど保護者の参加がありました。

これからですが、会計に関する調査が終わりましたので、6月16日に保護者会を開催して、説明と理解と協力を得るということで行っていかうと考えています。

3つ目としては、先ほど申し上げましたように、問題点が明らかになりましたので、これらの問題点に対応した改善策を学校として実施していくということです。4番目については、第三者による会計監査を定期的に行うということで、これを学校として行っていくということです。それから、調査結果を東京都教育委員会に報告すると。これは井荻中の対応策となっておりますが、指導室も含めて都の教育委員会に報告するということです。

もう一点としては、小中学校全校に対する対応策ですが、まず第1点としては6月1日の校長会で、それまでの中間報告をして、先ほど申し上げました問題点等も含めて、再発

防止に向けて、各学校での対応を指導したというところです。

2番目としては、厳正な事務処理を図っていく必要がありますので、私費会計の取扱いについて、至急、文書で通知をしていきたいと考えています。今週中に文書を流していきたいと思っています。

これまでも、先ほど申し上げました給食費関係を含めた『事務の手引き』ということ策定してやっていたわけですが、それらを今後改訂していきたいと考えています。『私費会計事務処理マニュアル』（仮称）を作って全校へ徹底していきたいということで、現在、教育委員会の中で作業部会を発足させて、それぞれ詰めを行っています。

もう一点は、今後の対応の中で、この私費会計の使い込みについては、文教委員会のほうにも報告していきたいと考えています。以上です。

**委員長** 庶務課長より報告された2点のうち「移動教室の児童死亡事故に関する教員への判決について」は質問等はありませんか。

庶務課長、先ほど一昨年「6月4日」と言われたようですが、6月9日ではなかったですか。

**教育長** 亡くなったのが6月9日で、事件発生日が6月5日だと思いましたが、確認記録見えていますか。もし記録がそうなってれば、私の誤解かもしれませんが。

**委員長** 私も記憶として、溺れて港の国立病院へ入ったのが6月4日で。何日か、それはきちんとしてください。

この「私費会計の使い込み」ということについてはご質問、ご意見等がありますか。

**大門職務代理者** ちょっとその前に、校長さんは罰金の支払いの者のうちに含まれなかったのですか。

庶務課長 不起訴処分ということですので、含まれておりません。

**大門職務代理者** そうすると、実際に引率した何人の先生でしたでしょうか。

庶務課長 3人の先生です。

**大門職務代理者** その先生たちはすでに支払ったのですか。

庶務課長 実際に支払ったかどうかはまだ確認がとれておりませんが、6月2日に命令が出されたということです。

**指導室長** 口頭よっての伝達が5月30日に静岡地検の沼津支部でございました。その後、教育委員会のほうに報告してくださいということで、4名が揃ってまいりました。その時には、教育長をはじめ庶務課長等も含めて、私どもが立ち会いました。それで、文書等はすべてお持ちにはなっておりませんで、口頭のみということで、その時は拝聴しました。

その時の段階では、約1カ月後に下田の簡易裁判所から措置が行くと。それで略式起訴で、罰金刑であるということで、それを下田の簡易裁判所から通知が来た段階でご判断ください、という経緯でした。「その間約1カ月」と該当者は申ししていました。

私どもも、そのつもりで対応があったわけですが、また、それがきちんとご自身の所に届いた段階で教育委員会のほうに報告するよという形をとりました。ただ、報道のほうは、その辺の経緯は私どもが分からない部分があるのですけれども、かなり早い段階でその結果は報道されたということです。以上です。

**委員長** NHKのローカルニュースでもやっていました。

**施設課長** 取材はかなり2日にありました。ですから、報道関係には、その情報がいったみたいです。罰金刑がですね。

**委員長** 指導室長、そうすると、これで罰金刑の支払いが済めば、この人たちも一件落着となるわけですか。あと、また都教委あたりの行政的な処分等があるということですか。その点はいかがですか。

**指導室長** 委員長のご指摘のとおり、あくまでも司法の判断は出たと認識しています。教員に対しての服務上の行政的なものについては、今後すべての結果が出た段階で、教育委員会に上げる準備をいましています。以上です。

**鬼丸委員** 一点だけ。逆に親ごさんたちの反応等はお耳にしていらっしゃいますか。

**指導室長** 該当の山崎校長が今年度から杉並第3小学校の学校長になりました。そのような問合わせがあったことは事実です。親ごさん等も、このことについては大変関心をもっているということです。その最終的な報道が先に出ていますので、結果等、服務に関することについては、まだ行政的なことは出ておりませんので、努めて、その辺は丁寧に説明してほしい、とこちらは申ししています。以上です。

**委員長** 杉3小の親ごさんたちには、この件に対しての動揺は特にないということですね。ここの質問は、現校長に来る、それに対応するという程度で、何か全体的な父母会、保護者会等を開いてどうのこうのということではなくて、そういう対応の仕方ということですか。

**指導室長** はい、委員長のおっしゃるとおりで、いまのところ、学校長のほうからは、全体ということでは来ていないと伺っています。

**教育長**、補足ですが、6月9日を「いのちの日」ということで、学校全体で、いのちの尊さを学び合おうということですが、たまたま学校の都合で、6月5日にそれに関連して道徳公開講座を全学年に実施して、地域の人に授業の公開を通じて、もちろん子供たちには

「いのちの尊さというのとは何か」ということを具体的に事例を交じえながら、教材を通じて、子供たちに学習を行うということで、私も現地に行きまして、授業の様子を見てまいりました。

**指導室長** よろしいですか。よろしければ、3番、「都費負担学校職員に関する住民監査請求に対する監査結果について」、4番、「平成12年度教科用図書採択事務の予定変更について」、指導室長、お願いします。

**指導室長** 4月26日第8回教育委員会定例会の報告事項で申し上げました「都費負担の学校事務職員の対する住民監査請求について」の結果が東京都監査事務局よりまいりましたので、その件についてご報告申し上げます。

「監査結果は、本件請求については、合意により、次のように決定した。本件請求には理由がないものと認める。ただし、都が給与を負担する区立小中学校事務職員に対する給与支出について、一部適切さを欠く点が見られるので、教育長に対して別項のとおり要望を付す」。これが監査結果の条文です。

要望については、先ほどの結果の中にも出ておりますが、勤務時間中に昼食をとらざるを得ないような勤務の割振りについては、是正する必要があるだろうと、また、東京都教育委員会は、やはり給与を出しているという面から、区の教育委員会にそれを速に行えというような要望を出してもらいたい、というのが要望の主たる趣旨です。以上です。

**委員長** いまの都教委からのそれは、我々杉並区では滞りなく実施できる程度の内容なのですね。勤務時間中にどうやらこうやらと。

**指導室長** このことに関しては、まだ都教委のほうから、この法務監査等も都教委のほうに行っておりますが、指示は、まだ現段階ではありません。いずれ、この勤務時間等については、何らかの形で都教委のほうから、本区だけでなく、東京都全体に対して指示があるのかなと捉えています。

**大門職務代理者** 監査請求者は、どういう対応ですか。その監査を請求した人の対応、反応です。

**指導室長** 私どもには、その対応の部分については分かっておりません。

**鬼丸委員** いまの結果はいつ出たのですか。

**指導室長** こちらに連絡が入ったのは、平成12年5月26日です。

**鬼丸委員** 決定の日付はいつになっていますか。

**指導室長** 5月26日です。

**委員長** ほかにはよろしいですか。よろしければ、4番、「平成12年度教科用図書採択事

務の予定変更について」、指導室長、お願いします。

**指導室長** 前回、教育委員会の皆様方には、「教科用図書の採択事務予定」についてお知らせしたところです。鬼丸委員等から区民に対しての教科書展示の所に対して、やり関心をもたせていくという部分については、やはり土日の開催を考えてみたら、というご指摘をいただきました。その後、内部で検討した結果、土日の開催をすることにしました。このことが予定変更です。

1例として、済美教育研究所教科書センターを見ていただきますと、23日から教科書の法的な展示日の開催です。そこの土日は、もう今日告示されたようですが、選挙があるものですから、そこは省かせていただきました。7月1日・2日、7月8日・9日という形で土、日に開催して、教科書展示をより内容のあるものにしたいということが変更のお知らせです。これについては、教育委員会の各所管の所から多大なる応援をいただけるという形で今年度推進していきたいと思っています。以上です。

**委員長** ご苦労さまでした。

**鬼丸委員** 手配も大変でしょうけれど、ご苦労さまでした。

**丸田委員** それは杉並の広報で大きく記載されるわけですね。

**指導室長** そのように、いま手配しています。ただ、私がいま情報で掴んでいる部分については、紙面上、地図は入らないということで扱っていただけると。また『教育報』の中にも、やはり同じような形の中で、教科書展示には別途お知らせするという形で、いま作業が進んでいるように思っています。

**教育長** 展示の仕方ですが、地域の方に3箇所でご覧いただくということで、従前から比べれば、かなり画期的な地域での情報公開だと私は思います。それには当然まちの方も、いま特に歴史教科書について、いろいろなご意見をおもちの方がいらっしゃるということで、それに対して、例えばアンケート箱を置くとか、そういう意見を聴取する方法は、具体的にどういう形なのでしょうか。ちょっとそれを伺いたいのです。

**指導室長** いまのご指摘の件ですが、一応、アンケートは自由な記述ということで、内容について書いていただくということと、また、きちっとアンケートの箱を置いて、その部分については回収して、各審議員はじめ教育委員の皆様方に一読願うという形になります。以上です。

**教育長** 例えば、そういう形で平成13年度はどうするのだと、平成13年度の歴史教科書についてだけは是非変えてほしいというようなアンケートがたくさんあったとかいう場合には、審議会でそれを議題として受け止めて審議して、場合によっては、変更というこ

ともあり得る議論になるのでしょうか。

**指導室長** その部分については、一応アンケートという性格上もありますので、とりあえず、その部分については、こういうご意見があったという受止め方になると考えています。そのことを捉えて、審議するという段階のものではないのかなと、それはあくまでも最終判断は教育委員会の判断ということになるうかと思えます。

**丸田委員** ですから、そのアンケートを行われて、記述式だと言われているのですが、本来あまり記述でなくて、記述以前に単純集計できるように行ったほうが、その意見というののははきはきするわけです。そのほうがアンケートの意味にもなるし。前回は、一応試行的に行われて、また来年度からいろいろ考えるとされているのですが、そういう記述式をある程度単純化させて、区民の意見を反映と言いますか、委員会のほうで審議できるような、流れにしておかないと、意味がないというふうに思うんです。充分、その辺を工夫されてもいいのかなと。

**指導室長** 貴重なご意見を拝聴しました。

一応取りあえず、今年度立ち上がりの状況の中で、そのような形で前回の委員会でも申し上げました、今年度どのような形で出るか、それも1つのベースにしなから来年度アンケート等についても検討してまいりたいと思っております。

**委員長** 土、日をせっかくご努力で開館してくれるというのであるし、せっかくやるからには是非大勢の区民の方においでいただくようにすることも大事だろうと思うのです。広報で知らせるなり、何で知らせるなり。

1つは、学校単位ごとにPTAの方などに関心を持っていただくような方法、周知の仕方などを工夫されたらどうかと思うのです。校長会や連合PTAの会で周知徹底するという形でやられたらいいと思うのです。

教育委員会の皆さんも何か協力によって、せっかく土、日、開館までこぎつけたのだから、開けてみたらお客さんがちっともでは、本当に「骨折り損のくたびれもうけ」ということになりますから、その辺も是非ご配慮いただきたいと思えます。

**指導室長** かしこまりました。

**委員長** よろしいですね。

それでは、5番目の「教育委員会後援等名義使用承認について」、社会教育スポーツ課長、お願いします。

**社会教育スポーツ課長** 「教育委員会後援等名義使用承認」について、ご報告申し上げます。お手元に資料を配付してありますが、5月分につきましては、共催事業11件、後援

事業 13 件、計 24 件ということになっております。

内訳と致しましては、定例が 23 件、新規につきましては 1 件です。これは、1 ページ目の 7 杉並区硬式テニス大会 1 件ということです。社会教育センターが 4 件、定例的なもので共催が 4 件ありますので、合計 24 件ということです。

累計につきましては、4 月、5 月の累計ですが計 63 件、定例が 58 件、新規が 5 件ということになっております。内訳としては、共催が 31 件、後援が 32 件の計 63 件ということです。以上です。

**委員長** よろしいですか。

6 番目、「区立成田図書館の臨時休館について」、中央図書館次長お願いします。

**中央図書館次長** それでは、「杉並区立成田図書館の臨時休館」についてご報告申し上げます。

期間は平成 12 年 7 月 6 日（木）から 7 月 14 日（金）までです。周知方法としましては、教育委員会の告示と「広報すぎなみ」6 月 21 日号に掲載の予定です。なお、実際の工事期間につきましては、臨時休館の期間よりも長くかかりまして、6 月 27 日（火）から工事に入ります。従いまして、2 階への階段とエレベーターが使えない状況になりますので、成田図書館につきましては 6 月 27 日から 7 月 14 日まで、2 階部分は 7 月 5 日までですが、最終的には 2 階部分が利用できないということになってしまいます。以上です。

**教育長** 成田図書館というと、比較的新しい図書館に属するのかなというイメージを持っていたのですが、どのような部分を工事するのかお聞かせください。

**中央図書館次長** 階段のおどり場の上のところから、最初は雨漏りではないかということで、営繕に見てもらいましたら、結露がそこに集中するような形になって、そこから水がたれてくるということをお知らせして、それで工事が必要だということになりました。

階段のおどり場や 1 階部分に足場を組む関係で、2 階への通行はできなくなるということなのです。1 時間に 1 回くらい、職員だけでも 2 階に通してもらい、リクエストのあった本については職員が取りに行くという形にしたいと考えております。

**委員長** 要するに、雨漏りがあるということなのですね。

**中央図書館次長** 雨漏りかどうかははっきり分かりませんが、水が漏るということです。結露が集中するというこのようです。

**委員長** 水道が言っているわけではないでしょう。

**中央図書館次長** いえ、そういうことではありません。比較的新しい館なのですが。

**委員長** 夏休み前に終わってくれば、子どもたちも親たちも使えるだろうから、是非お

願います。

それでは報告案件もその6件で終了します。協議事項ということですが、昨日、私も議案書が送られてきた後で電話を入れて、国立二小の問題について情報があつたら知らせてくれないかということをお願いしておいたのですが、用意しておいてくれたようですのでお願い致します。

**庶務課長** 委員長から資料ということで用意をしたわけですが、産経新聞で「国立の教育」ということで都合5回にわたって掲載されたものがございました。

第1回目を掲載するに当たっての考え方というところから出されているわけですが、いわゆる卒業式で児童が校長に国旗を降ろさせて、土下座を迫ったという問題、そのようなところから普段の教育はどうなっているのか、あるいは子どもにここまでさせたものは何なのかということ徹底検証するというところで、1回から5回まで産経新聞が出しているものです。

この中身につきましては、例えばですが、卒業式前日の職員会議でのやり取り、当日の子どもたちとのやり取り、そのようなものが掲載されております。それから、一番最後を開いていただきたいのですが、こうしたことと関連しまして、国立の議会では、ここにも書かれていますように、要は職員団体が教室が専有されているということが明るみになって、そのようなこともどうなのか、実際の国立の中での職員団体への対応の問題、また職員団体自身がどうなのかといったこともこの中で出されております。

そのような資料を用意させていただきました。簡単ですが、以上です。

**委員長** 特にこれはよろしいですか。

**大門職務代理者** よろしくありませんが。国立の問題は杉並の問題では今のところないと思いますけれど。

**教育長** これは国立の話ではあるのですが、第二小学校だけの問題なのか、国立市全体の小中学校で、国旗だけの問題ではありませんが、何か教育現場そのものが極めて荒れていると言いますか、不自然な状況かなという印象を受けるのです。全体ではなく、二小の例なのですか。

**委員長** どうですか。

**庶務課長** 私が産経新聞の代弁をするのは何なのですが、この記事によりますと、冒頭に国立自身が8つの市立小学校と3つの中学校から成り立っていますということで、国立の第二小の問題を捉えながら、全体の問題として徹底検証ということになっているかと思えます。

**教育長** 子どもが可哀想ですよ。

**大門職務代理者** いろいろな意味で、社会の実情というものを、正しく認識できなくなるのではないかと思います。

**教育長** 先生、お父さん、お母さんを敬わないということですよ。

**委員長** 先生、お父さん、お母さん。何か子どもがねえ。

**教育長** 校長先生にも土下座などということになると、お父さんお母さんにも土下座ということにもなりかねないと思います。家庭教育はいったいどうなっちゃうのかという心配があります。今、いろいろな意味で、家庭も学校も地域も問われておりますので、このようなこともよその市の問題ということではなくて、私も我が事のように少し気合いを入れて勉強しなくてはいけないと思っております。

**委員長** 都教委のほうもこの件について何か動き出しているようですね。そのような意味では、そのうち明らかになって我々にも知らされるのでしょうか。

学校の中で校長と先生たちとの間の問題が高じた結果で、子どもの言葉で校長先生に土下座しろなどと言うのは、普通はとでも考えられないことなのですが、杉並にもこのようなことが伝染してくると大変怖いことだと思います。本当に心配です。そのような気配はまったくないのでしょうか。

**教育長** いろいろ悲惨な事件が、最近、立て続けに起こっているものですから、子どものうちから情操の陶冶を図らなければいけないと思います。いささか危惧するニュースでございます。

**委員長** 子どものうちから、校長に土下座しろという指導を先生たちがしたのか、親がしたのか、子ども自身の発想なのか、そのような子どもたちが成長したあかつきに、どのようなことになるのか大変心配で、恐ろしいような気が致します。

**鬼丸委員** これはどなたに聞いたらいいのか分からないのですが、この新聞報道によると、児童が基本的人権に違反するとか、きちんと子どもに説明をしないで国旗掲揚するという事を謝るべきだという発言が書いてあるのですが、このような言葉を子どもが言ったとすると、余程これはきちんとした話をすり込まれていると思われま。

そのようなところがどこかにあったのでしょうか。教師なのか親なのか、分かりませんが、これは子どもの発言にしては、ちょっとあまりに。土下座ということにしても、言葉が小学校とは思えないのです。これは、子ども、家庭、教師、いったいどこでこのような教育を受けているのかということが、非常に問題になるのではないかと思います。

これはかなりきちんと理論的に教わっているという気がするのです。

**教育長** 私も国旗国歌法が制定されて以降、地域の団体の方が私のところに申し出に来て、国旗国歌の強要をするなという申し出を受けました。

それは子どもたちの内心の自由を制約するという、人権を侵すことになるという趣旨のことをおっしゃってありました。そのようなことを前提に、鬼丸委員がおっしゃられるような何らかのことがあったのかなとは思いますが。

**鬼丸委員** 中学生というのならまだ分かるのです。社会科の公民などである程度理解できると思うのですが、小学生というのは少なくとも学校の勉強はそこまでいっていないし、自発的に考えるにしては少し高度過ぎるという気がします。

どのような流れで、このような言葉が出るかということが一番問題なのかなと思います。そのような流れで言うと、杉並だって、いつ起こるか分からないということだろうと思いますね。

**大門職務代理者** 雑談的になってしまいますが、イデオロギーというものを自分で決めるのは、ある程度人格が完成した後だと思うのです。イデオロギーというのは、とても話しやすいし、相手も説得しやすいのです。ですから、子どもでもそれは言えるのです。

イデオロギー以外に何があるかということをつつも考えるのですが、宇宙観、つまりコスモロジーだと言う人もいるし、あるいはモラル、倫理性だと言う人もいます。また、人間の人格の完成だと言う人もいますが、途中にあるイデオロギーを説明して、イデオロギーで物を言わせることは割に簡単なので、それをさせるという学校教育は絶対に間違いだと思うのです。

そのような意味で、国立のやり方に非常に不満を持っています。

**教育長** 私もまったく同感です。このような価値感が世の中にはあるということを学習した上で、最終的に到達したイデオロギーならば分かるのです。まだその形成過程にいる小学生が、何が最も大切な価値感かということをつ自ら学習して、自らが発見する、見出すというプロセスが欠けていますよね。

**大門職務代理者** その意味で、教科書問題にしてもみんなイデオロギーを意識していますね。先ほどは言いませんでしたが、イデオロギーを持ち込まないでほしいということを強く思います。

**教育長** これからも教育課題がたくさんありますが、そのような中で、言うならば知性と情操のバランスが取れた教育実践を是非してほしいと思います。大門先生のおっしゃった通りだと思います。

**大門職務代理者** 簡単にイデオロギーに走りやすいということをつ自戒しながら進めなけれ

ばいけないと思います。

**委員長** 今日のこの情報は、我々の「他山の石」としてそれぞれが勉強していくということで捉えていけばいいと思います。しかし、子どもの本心でないことが、子どもを通してまことしやかに語られるということは、私どものところでも決してないわけではないと思います。もちろん、土下座しろなどということにはならないにしても、早い話が区役所に冷房を入れているなら、なぜ学校に入れないのだというような論理になります。

子ども区議会にも同じようなことが出されていましたが、私も教育の現場にいた者の1人として、子どもの考えでないところから何かそのようなことが出ているのではないか。そのような子どもに杉並の子どもはなってきたのかと、かつては考えられなかったことなのです。単なる質問ではなく、いかにも何かそのような感じの発言で、少し悲しい思いをさせられたことがありました。

教育長なども、この夏、そのようなところへ体験学習に行くようですが、本当に大変なことです。こんなことを言うとおかしいですが、役所にも夏休みが学校と同じように42日間くらいあれば、冷房も必要ないのですが、世の中そうはいかないのです。

進んでいると言われる杉並でも、本当に建築上そのような問題もあるのでしょうか、何かもっと人間的に考えを広くして物を見るという指導が必要ではないかと、これを通して思います。

よそのほうに言及して申しわけないですが、決して我々も安閑としているということではなく、これは現場の教育にお願いすることになるわけですが、「他山の石」として勉強していったらいいのではないかと考えるわけです。

それでは庶務課長、次回の日程をお願いします。

**庶務課長** 次回は6月28日を予定しております。

6月28日は9時から教育委員会を開き、10時から学校訪問ということで永福南小学校を訪問予定です。学校訪問が終わりましたら、教科書採択等との関係で、済研へ行きまして教科書を見て来るという済研視察ということを考えております。

日程としては9時から委員会ということで、10時になりましたら委員会を中断して学校訪問ということになります。済研に行きましてから教育委員会を再開し、視察を行う予定です。

**委員長** 中断してということになると、学校訪問に行かれない人たちはその時間はどうするのですか。それは参加しないということになりますか。

**庶務課長** 済研での視察ということになりますので、随行する方がいれば教育委員さんの

視察ということになりますから、関係者は数も限らせていただきましてそれぞれ職務に復帰していただくということになります。

**委員長** このような機会でもあるから、どなたも是非関心を持って、また広く区民にも呼びかけるということもありますし、一緒に参加されてもいいのではないかと思います。それは事務局のほうで伺ってください。それでは、今日の教育委員会はこれで閉会に致します。ご苦労さまでした。